

始
→

鶴
に
つ
い
て

39391

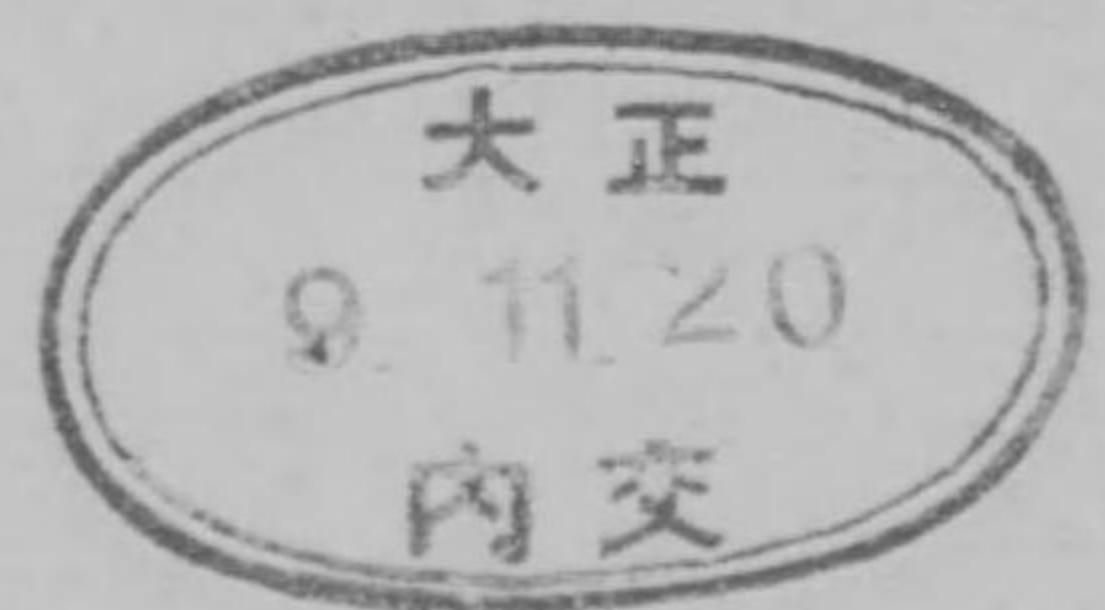
序

私は私自身の宿志やら、又或る方々からのおすゝめやらによりまして、この稿を起しました。現今までにはこの村へ遙々鶴を見においでなさいました方に對しまして、御参考になり、御案内になる書もムいませんでした。そしてその不便を補はんが爲にさゝやかなものとして出版いたします。でこの書がさうした缺陷を少しでも補ひ、また鶴に對してより完成なる觀察をなさいます一助でもなりますれば、私の光榮とする處でムいます。形式は今までありふれましたこの種の記事の何のうるほひもないのを知つてゐますので、お話風に書いて見ました。尙これを書きますにあたつて可成精確な事實に基づきました事を申し添えます。最後に東京時事新報社の雑誌少年に發表されました一文と相通する箇所がムいするのは、筆者が同一人でございましたことを明らかにして置きます。

鶴来る村にて

久行三郎

1



鶴について

よくおいでなさいましたね。あの島田驛で下車なさつて、島田から都合よくガタ馬車がムいましたでせう。呼坂で馬車をお棄て遊ばしてから、徒步で舊道をお通りなさいまして？それとも新道路の方を？さうですね。舊道の方は險阻ではありますかが近うムいます。あの坂の名ですか。あれが佛坂といふんです。呼坂から一里ばかりで頂上になります。あの頂上は海拔千三百二十餘尺と云はれてゐるのです。山上の一寒村として割合に廣闊な地であり、田地の多い事も意外にお思ひでせう。一寸四百町歩近い田地ですし、人家は四百、人口は二千ばかりです。

御覧なさいまし。周圍は連山に包まれ、所謂壺中の別天地でせう。村

の灌漑用水は桂山に源を發して村の中央を流れてゐる八代川と、山々から湧出する清水なのです。それによつても如何に清淨なる地であるかといふ事の御推察は難くムいませんでせう。それに昔から八代三千石と唱えられ、また近郷にない早稻の產出でも有名です。

(囁喚たる鶴の啼聲聞え、一群の空を舞ふが見ゆ)

あ！あれを御覧なさい。あれは三羽で一家族をなしてゐるのです。それでも皆群をなして、決して我儘勝手なことはしませんね。どの位鶴が來てゐるかとのお尋ねですか？それは一寸精確なことは云えませんね。何故かつて？それはあんなに舞つてゐるのがあるかと思へば、そこの山と山との間の水田に下りてゐたり、或はまたそちらの乾田にも下りてゐたり、またそれが飛び立つたりしましてね。それでも概略はわかりますが、毎年百羽近くは來ますし、それ以上もやつて來る年もありますしね。

では鶴はどこからそしていつ頃來るかと申しますと、シベリヤ東部からとして、時季は十月の下旬です。最初には三羽乃至五六羽の先發隊らしいのが來まして數十羽の大群はその後から來るようと思ひます。去るのは三月の上旬として、よく彼岸から彼岸までと人口に膾炙せられてゐますが、ちと精確を缺いてゐます。大正六年は十月二十六日七年は十月二十四日。八年も九年も同じく十月二十四日に最初の鶴を見ました。然らば鶴が何故八代村にだけ來て、附近の村に來ないのかと仰言るのですか？いやこれは私の方でちと鼻を高くせなければならぬことなのです。まあまた外の鶴の群でも探しながら話しませう。されば猛虎嘯く韓山の空かでなければ見ることのできない鶴の見られるのは、大八洲でも只の二ヶ所としてその一つはこの八代村です。他の一つは鹿児島縣阿久根村でムいます。勿論動物園の金網の中に飼養せ

られてゐる鶴を例外として申すのですが——

抑々鶴も維新前は普通の鳥として附近の村へも來たものだ相です。そしてその當時は若し鶴を撃ちどりなごしたならば、峻刑を科すといふことになつて、鶴の捕獲は禁じられてゐたようでムいます。しかし領主宍戸家の御膳に供するといふ名目の下には捕獲が許されてゐたらしいのです。けれど宍戸家の御膳に供する鶴は必ず胸板を撃ちぬいたものでなければいけなかつた相です。それは鶴が不意打にあつたのでなく、死を觀念して、正面から撃たれたものでなければといふ意味であるとの事でムいます。がさう胸板ばかり撃ちぬくといふ事はできず、またその名のもとにかくれて撃ちどつたものは皆が食べた相です。勿論その鶴を食べる時には袴を着て箸をとつたと云はれてゐます。明治維新後は禁獵の制がとかれた爲、どの村でも盛んに鶴は捕獲せられましたが、わが八代村民一部の人々の發企で、失墜した古典の保存

につとめ、八代村民は維新前の如く鶴を撃つまいと定めたのです。のみならず八代村に他から獵師が入り來つた場合には、村民は鉄など擔ぎ出して、撃たうとする獵師のさまたげをし、鶴を追ひ逃がしたりなごした相です。また村民全體して、鶴を撃つたならばその者に制裁まで加えるといふ意氣込だつたと云はれてゐます。

附近の各村の亂獲と、八代村の愛獲と、それが鶴をして年々歳々八代村を忘れず、訪れさすところの最大にしてしかも確實な理由に外なりません。

どうです。動物園の金網の中に、僅かに鶴の自由を拘束して、その優姿を見なければならぬ現代に於て、鶴にとつては恩顧の地であり、樂園であり、我々人類にとつても天然の一大仙境であり、天與の一大樂園を今日あらしめたもの、また豈偶然ならんやですね。いや妙に自慢になつてしまひました。話の續に歸へりますと、維新後

初めて鶴の捕獲禁止の縣令が發布せられたのは明治二十年で、三十七年には八代村一圓（須野河内新畑を除く）禁獵區と定められました。（附錄参照）

（河をへたてゝ餌を漁る六七羽の「群見ゆ」）

鶴はあんなにして稻の落穂を拾つたり、雑草の根を啄ばんだり、また田螺・蟻・泥鱈とか云ふような動物性のものを捕へたりして食えます稻扱ぎをした跡の藁屑などがあつて糲の埋まつてゐるところは、長い嘴で藁屑などを啣えて他へ除けます。

御覽の通り鶴の全身は灰白色ですが頭から長い頸にかけての大部分は白色でムいます。種類は鍋鶴の一種ですから、頭部にかの丹頂のようない赤いところはありません。脚や嘴はあんなに長うムいますが、尾の羽は極く短く、雙翼もあまり長くありません。

そしてあんなに餌を漁つてゐます時でも、決して餌を漁る事に氣を奪

はれてはゐません。その中の一羽か二羽は必らず見張の役をつとめます。（これは夜間睡眠中でも同じことです。）

さうすると鶴は人に恐れるかとのお尋ねですか？無論鶴が來た當分は幾分か人に恐れるようですが、漸次馴れて隨分近くへ行きましても飛び去らなくなります、しかしあなた方のようない寸見なれぬ服装をされてゐますと、不気味に思つてか飛び去つてしまひますからね。

またさう不気味なものが近寄らなくても、自ら飛び立つて空中を舞ふ事があります。その時は全部のものが啼き叫ぶといふ譯ではなく、一羽が啼くのに他の一羽は應するように思はれます。

そして時には地上から小さな黒點となつたのを認め得る位に高く上ることがあります。さうした時には只の一群だけでなく、他の群までが集合して、この大なる飛翔に參加するらしいのです。常に啼き乍ら、時に一列をなし、時に離散し、數十羽といふ鶴は名々飛翔の妙を競ふ

かとも見られます。そんな時村の童は『鶴々棹になれ達になれ』といつて呼びます。そして感すべき事はその飛翔に於て、かの群鳥のように隊伍を亂さぬことです。又この空中の飛翔時間の長短や、一日中のいかなる時を選ぶかは一定してゐません。

そうした鶴が地上に下りて来る際には、最も巧妙な滑走状態を呈して下降しようとする場所を中心に圓を描き、將に地に下りる時には脚を伸ばして下り立ちます。もし既に他の群が下りてゐたゝなごしますと前にゐた群の方が啼き立てます。或は他群の下降を拒否するのかも知れません。

あの鶴の雌雄の別です？それは一寸わかりませんね。雛との見分けは容易です。頭から頸にかけての白色部が、極く僅かの薄い褐色を帶びてゐるものを見たことがあります。こちらでは産卵しません。一産から二卵を得、毎回雌雄だといふ事も聞いてはゐます。

然らばあの鶴が不幸にして病死するといふような事はないかと仰言るのですか？今迄ありませんね。約二十年許以前、村民が負傷せる一羽を連れ歸つて飼つたと云ひますが、一週間位で死んだ相です。それも決して病死ではありません。昨年あたり山奥の水田かで負傷させられた一羽が死んだ形跡はあります、それだつて病死でないのを見ましても如何に長命な鳥であるかは明瞭でないまぜう。

扱鶴は一日を如何にすごしてゐるかと申しますと、朝は村民が深い眠に落ちてゐる頃から、囁喩たる音を響かせて、餌を漁りに出てきます夕暮は落陽が遙かの山にかくれ、闇が天地を罩めてひろがる頃、矢張群をなして時を指して啼きつれて歸へるのであります。その時といふのは人里離れた水田か禿山です。（鶴は決して樹上にやすみません。またこまでもしないのです。かの繪畫などで樹にとまつた鶴をみますが、それは事實ではありません）夜間この水田か禿山に睡つてゐましても晝間

と等しく、必らず一羽は歩哨の役をつとめます。しかもそれには一定の時間があつて、他と交代すると云はれてゐます。その熟睡時間を何物かに驚ろかされた爲か、夜間啼き乍ら飛翔する事もあります。そんな事は毎夜はありませんが、月明だつたりしますと、興淺からずですね。

それからお話申さなければなりませんのは、大正八年の一月十九日、中川縣知事閣下の御巡視を添ふしたことでムいます。そして閣下の御手から御獻上の群鶴の寫眞は畏くも乙夜の覽を賜はりました由、仄かに承はります、尙、國母陛下から知事閣下へ御下賜遊ばされました御菓子は、閣下から更にわが八代村民へ御分與されました。かれを思ひこれを思ひますとき、感慨無量のものがムいます。

尙、遺跡名勝天然記念物保存規則によつて、この村は國の指定地となるうとしてゐますではその鶴が如何に我國に紹介せられてゐるかと申

しますと、大正五年一月十八日の大阪朝日新聞、大正八年二月一日號の東京時事新報社發行の雑誌少年等で、可也くわしく發表されましたその他にも部分的な記事は見ましたが記憶してゐません。何だか大變におじやべりいたしました。今宵は鶴身亭にゆつくりなさつて、旅の疲れをお癒やしなさいまし。お歸へりはどちらへ？下松驛へは添谷といふ峠をお越しなさいますなら三里で出られます。あの峠の頂上から瀬戸内海の白帆が指呼の裡にあります若し。その峠がお嫌ですなら道路が花岡を経て通じてゐます。あなたのお歸へりでふと思ひ出しましたが、鶴も三月上旬にはまたシベリヤの地に歸へります。鶴は來た時の反対に大群が早くゐなくなります。いつでも最後に残るのは三四羽の群で、それでも歸る以前は空高く飛翔するように思ひます。では又おいで下さいまし。これでお別れしますが、冬期は攝氏零下になる事稀ならずといはれてゐることでおまちいたしますから——

附 錄

(八代村に至る順路) 八代村は山口縣熊毛郡の最北高臺にして (1) 鐵路によりて西下すれば、山陽線柳井津驛より三十有餘分にして、島田の一小驛に下り、それよりガタ馬車にて三里、呼坂に着し呼坂に馬車を棄て更に一里を徒步にて上り、佛坂頂上に至る。(尙呼坂より高水村原に迂曲して頂上に達する道路あり) 佛坂は八代村第一の入口たり(繪葉書参照)

(2) 他の一路は山陽線下松驛(島田驛より一驛をおいて西)にて下車し、花岡を経て八代に至る道路と(これには倅を通す)久保村を経て添谷の險を踏破し八代村に至るものと二つあり。

第一の入口及び要所に禁獵の制札を建つ。

銃獵ヲ禁ズ。八代村一圓。但シ須野河内新畠ヲ除ク。山口縣。(野鶴保護の縣令)

縣令第五十八號

縣下周防國熊毛郡八代村ニ於テ鶴ヲ捕獲スルヲ禁ス違背シタルモノハ一日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

明治二十年四月六日 山口縣知事 原保太郎
山口縣令第九十四號

狩獵法第七條ニヨリ左ノ箇所ニ於テ銃獵ヲナスコトヲ禁犯ス、犯スモノハ科料又ハ拘留ニ處ス

明治三十七年十二月十六日 山口縣知事 渡邊融

一、熊毛郡八代村ノ内字新畑字須野河内ヲ除キ一圓

右の縣令發布より先に、農商務省より本村に屬官を派遣せられ、鶴を保護鳥とすべきや否やにつきての調査あり。

(水上山太陽寺)

字原にあり。曹洞宗に屬し能登國總持寺末にして、天徳曇貞和尚の開基になり貞和三年三月の建立にかゝる。

傳へて云ふ。開山創建の際、紫雲變髮として、空中に五色の虹起り、龍蛇妖姿を現はして敷地の位置を望めりと。

當時は大内氏の臣、内藤左衛門太夫隆春の所轄たりしも、後宍戸家の碑處となり、修繕給錄等數世行はれしが、明治維新の際廢止となれり。尚昔當山、雷落ちて人と化し、禪師に事ふること三年、かくて境内に聳ゆる丈餘の巖壁より不思議にも清水を湧出せしめ、懸瀑の仕置をして去れりと、世人傳へて云ふ雷の仕置あり。

堂宇は北面なれば、南に負へる深山と、清き池水とによつて釀成せられたる境内の幽邃賞すべく、東方の藤亦初夏の逸すべからざる觀賞物たり。當山に有名なる七不思議あり。

一、雷水の湧出する事如何なる旱魃たりとも絶ゆることなし

- 二、山門の池水寺中に事故ある時はその吉凶を報す
 三、山内の池中に蛙鳴かす
 四、山内に雉子羽打せず
 五、高梁の屋根に雨落堀れす
 六、門内にて蝮人を噛ます
 七、山内に蚊棲ます

(馬塚)

字須野河内にあり。一名着の杜と云ふ古老傳へて、弘治元年十二月毛利隆元須々萬村沼ノ城主山崎伊豆守を攻むべく、この地に着陣するや寒威凜烈にして軍馬多く斃死したれば、一ヶ所に埋め、椎の木を植ゑたりと、然るにその木に馬の尾の如きもの（長さ四五寸乃至七八寸位）密生するに至れりといふ。岡田本縣技手の説によれば寄生菌にして、ヤマウバノカミノ毛なるべし。

(鶴)の歌(轉載)

(一)

やまみねいくへたちつづく
あをがきやまのなかつくに
にしのすはうにあきくれば
やしろのさとはおもしろや

(三)

とほきとこよをたちいでて
このはいろづくやまざとの
どりいれすみしかきつだに
ゑをあさりつつたづぞなく

(四)

かせしらつゆにふきおちて
くさばにむしのすだくとき
そらにたゞよふしらくもに
はねうちかはしたづぞくる

(五)

すめらみことのしろしめす
やしまにさとはおほけれど
このよきさとをなつかしみ
のどかにつるはあそぶらむ

(七)

かくてうからいやまして
をさまるみよのあさぼらけ
くにときみどのみさかえを
よろづよかけてうたへかし

(六)

はるたちおほふさほひめの
かすみのそでのひまとめて
はななきくににかへるとも
あさはわすれずおとづれよ

類印刷専門

雜地 読方

- 美麗と安價と親切と迅速と今二つは誠實との五
大特色(御注文を乞ふ)
- 遠近を問はず内容詳細返信料添へ御照介あれ値
段報知す

福井縣足羽郡麻生津町

印刷部 文學新聞社

振替金澤三五五八番



大正九年十一月一日印刷
大正九年十一月十日發行 (定價金拾五錢)

著作兼發行者 久 行 三

印 刷 者 吉 田

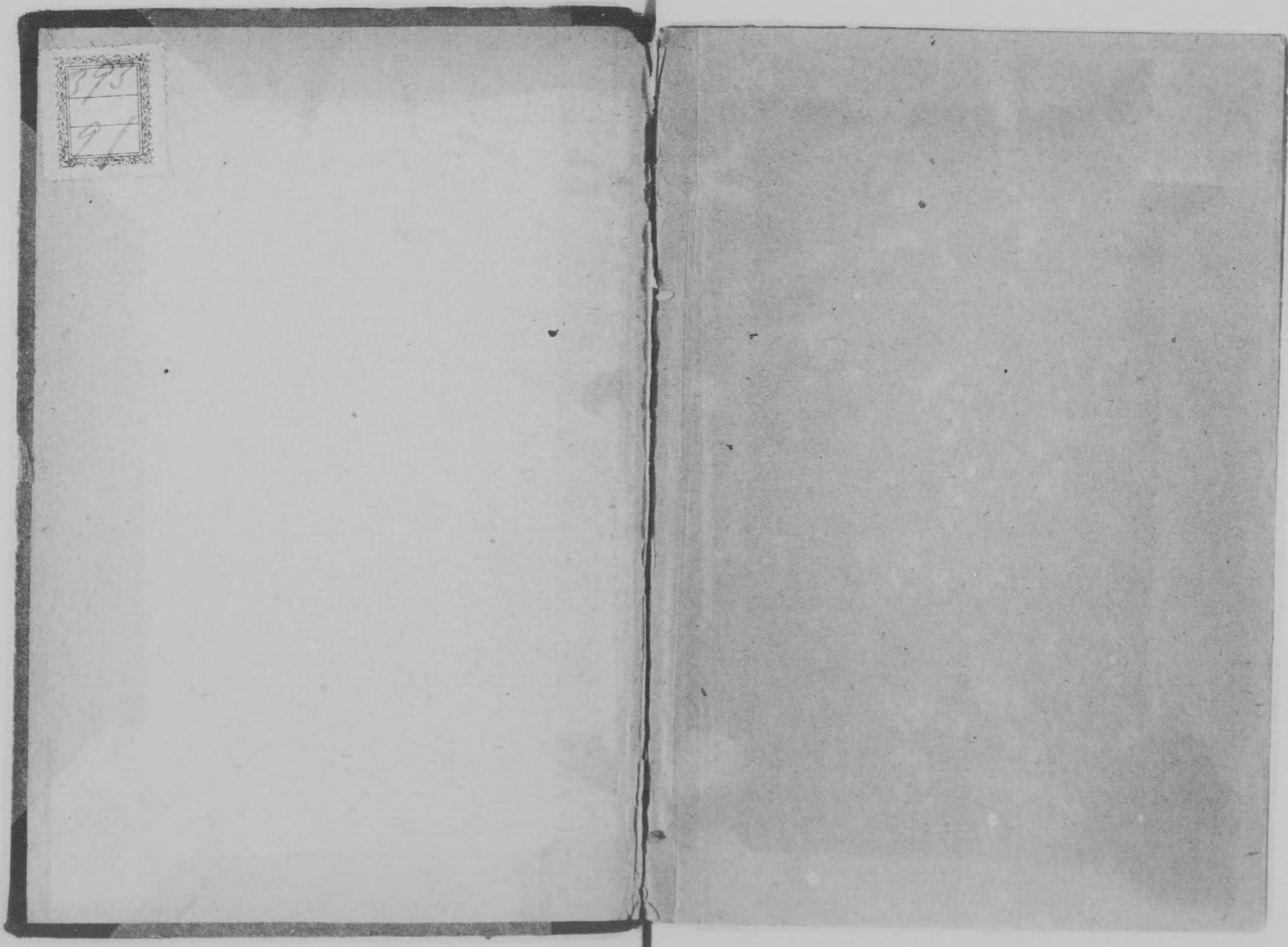
印 刷 部 文 學 新 聞 社 傳 邦

福井縣足羽郡麻生津町 久 行 方

山口縣熊毛郡八代村原 久 行 方

(製 複 許 不)

發 行 所 白 い 鳥 社



終

